

文部科学省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

（ 令和 7 年 9 月 1 2 日
文 部 科 学 省 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 1 8 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、文部科学省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、文部科学省の本省、特別の機関、文化庁、スポーツ庁、及び施設等機関（以下「本省等」という。）が行うすべての事務及び事業を対象とする。

なお、本計画の対象ではないが、文部科学省所管の独立行政法人、特殊法人、国立大学法人、及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況や本計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、文部科学省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、文部科学省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、

更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

文部科学省の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた文部科学省のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030年度までに文部科学省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。また、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするよう、調達する電力の排出係数の低減に努める。

V. 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

文部科学省が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。また、地方公共団体等が保有する施設についても取組が進むよう、必要な支援や助言に努める。

（1）太陽光発電の最大限の導入

文部科学省が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。その際、PPAモデルの活用も検討する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

ア 新築する庁舎等の建築物における整備

新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置するよう努める。

イ 保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置するよう努める。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、保有する建築物等への導入の可否を調査する。また、可能な場合には具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入の可否を調査し、可能な場合は導入に努める。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等の採用の可否についても併せて調査し、可能な場合は導入に努める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。また、

2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時には、建築物省エネ法に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ④ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。
- ⑥ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ⑦ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。
- ⑧ 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の可否を調査し、可能な場合はこれらの取組を進める。
- ⑨ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑩ 庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を図る。さらに、施設・機器等の更新時期を踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、E S C Oの活用を検討する。
- ⑪ エネルギー管理の徹底を図るため、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果をホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - i) 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - ii) 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - iii) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

- iv) H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。
 - v) 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。
 - vi) 建設廃棄物の抑制を図る。
 - vii) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ② 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。
 - ③ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など2050年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

(1) 電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

- ① 2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする。なお、この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことに努める。
- ② 2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向

け、調達する電力の排出係数の低減に努める。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、事務及び事業における率先調達に努める。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙等の使用等

古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、HFCを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- ① 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品の導入を検討する。
- ② 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- ③ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（CO₂換算）を超えてしまった場合には事業所管大臣（当該機関の属する府省の長たる大臣）に報告をする。
- ④ 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- ⑤ 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- ⑥ 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO2吸収型コンクリートの活用

CO2吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示第49号）等にのっとり3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。
- ② 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。
- ③ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）にのっとり、飲料提供にフンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ④ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。
- ⑤ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、適切な森林の整備や管理・保全等を実施し、中長期的な森林吸収量の確保を図る。

(3) 主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。

また、後援等をする民間のイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

(4) 政府の事務・事業における Scope 3 排出量への配慮

政府の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等への職員の参加を促す。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

大臣官房長を議長とする「環境問題に関する連絡会議」において、毎年度、本計画の実施状況を点検し、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

文部科学省が所管する独立行政法人、特殊法人、国立大学法人、及び大学共同利用機関法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すこととする。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず 2030 年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【総括表 文部科学省全体】

文部科学省温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	125, 195	77, 819	61, 991	－50%
施設の電気使用	kg-CO ₂	4, 089, 487	3, 107, 586	1, 855, 260	－55%
（電気使用量）	kWh	9, 285, 633	9, 486, 711	18, 722, 610	＋102%
（排出係数）	kg-CO ₂ /kWh	0. 44	0. 328	0. 10	－0. 34
施設の燃料使用	kg-CO ₂	1, 860, 929	2, 105, 480	1, 112, 200	－40%
その他	kg-CO ₂	538	0	0	－100%
合計	kg-CO ₂	6, 076, 149	5, 290, 885	3, 029, 451	－50%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

文部科学省温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100 （1 件）	100
公用車に占める電動車の割合	%	95. 1	100
L E D照明の導入割合	%	30. 3	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	19. 5	60

※ 2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

※ 地方支部分局等の日本芸術院については、2013 年度当時においては当院美術品の所蔵施設が併設されていなかったため、2019 年度に比して電気使用量が著しく少なかったが、2030 年度以降も当該施設を管理・運営していく予定であることから、日本芸術院に関してのみ基準年は、当該施設を含めた電気使用量である 2019 年度としている。

【本省】

文部科学省本省（本省、スポーツ庁、文化庁）の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	123,982	96,862	61,991	－50%
施設の電気使用	kg-CO2	3,533,012	2,886,509	1,766,506	－50%
（電気使用量）	kWh	7,994,210	8,177,415	17,665,060	＋121%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.44	0.353	0.10	－0.34
施設の燃料使用	kg-CO2	1,484,277	1,782,459	742,138	－50%
その他	kg-CO2	0	0	0	－
合計	kg-CO2	5,141,271	4,765,830	2,570,635	－50%

文部科学省本省（本省、スポーツ庁、文化庁）の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	100 (1 件)	100
公用車に占める電動車の割合	%	97.4	100
L E D 照明の導入割合	%	26.9	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	20.7	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 庁舎内の照明の L E D 化による消費電力量の削減
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善による消費エネルギー量の削減
- ③ 燃料効率のより高い電気自動車等への切り替え等による温室効果ガス排出量の削減
- ④ 業務効率化の推進等による超過勤務の削減など、省エネにつながる働き方の実施

【地方支分部局等】

国立教育政策研究所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	—
施設の電気使用	kg-CO2	405,041	272,702	46,122	—89%
（電気使用量）	kWh	922,454	690,810	461,227	—50%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.44（7号館） 0.40（上野）	0.395	0.1	—0.32
施設の燃料使用	kg-CO2	314,977	265,865	313,887	—1%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	720,018	538,567	360,009	—50%

国立教育政策研究所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D照明の導入割合	%	17.2	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	20.8	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 中央合同庁舎7号館におけるL E D照明の導入
- ② 上野庁舎における更なるL E D照明の導入
- ③ 上野庁舎における省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の更なる運用改善

※ 中央合同庁舎7号館の施設については、文部科学本省の設備改修に合わせて対策を実施する。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、所長とし、各部・センターの長を構成員とした「温室効果ガス対策推進会議」で対策の徹底を図る。
- ② 社会教育実践研究センター企画課は、毎月、上野庁舎の電力・ガス・燃料等の使用量を把握し、総務部会計課に報告する。
- ③ 総務部会計課は、②で報告された内容をもとに、国立教育政策研究所における温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握して、所長に報告するとともに、「温室効果ガス対策推進会議」の運営に活用する。
- ④ 所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部・センターにソフト対策の強化を指示する。

科学技術・学術政策研究所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	—
施設の電気使用	kg-CO2	94,465	0	0	—100%
（電気使用量）	kWh	212,282	179,255	170,000	—20%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.44	0.000	0.00	—0.44
施設の燃料使用	kg-CO2	44,073	52,402	44,073	—0%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	138,538	52,402	44,073	—68%

科学技術・学術政策研究所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
LED照明の導入割合	%	0	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	3.0	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 中央合同庁舎 7 号館内の他の機関と連携し、設備面における運用改善の推進
- ② 働き方改革により CO₂ 削減につながる効果的な職務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長とし、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握して、所内会議において情報共有を図る。

日本学士院の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	—
施設の電気使用	kg-CO2	34,475	40,856	9,922	—71%
（電気使用量）	kWh	101,284	92,645	99,220	—2%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.34	0.441	0.1	—0.24
施設の燃料使用	kg-CO2	14,039	7,739	12,102	—14%
その他	kg-CO2	538	0	0	—100%
合計	kg-CO2	49,051	48,595	22,024	—55%

日本学士院の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D照明の導入割合	%	92.1	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30.0	60

○主な削減対策と削減効果

- ① 外部建具改修時に断熱性能の高い複層ガラスの導入を計画
- ② 空調設備改修時に高効率空調設備の導入を計画
- ③ L E D照明の導入割合 100%及び公用車非所有の継続など省CO₂にもつながる効率的な取組や体制の推進
- ④ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務態勢の推進

○推進体制

- ① 事務長は、施設全体をマネジメントし効率的な運用を図るとともに、目標達成の見込みを踏まえ、計画的に設備改修等のハード対策の追加を行うことにより、目標達成に向けた体制を推進する。

- ② 会計係において、毎月、電気・ガス・燃料等の使用量をもとに、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、事務長に報告するとともに、メール等にて職員に周知する。

日本芸術院の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					19 年度比
公用車燃料	kg-CO2	1, 213	644	—	—
施設の電気使用	kg-CO2	22, 494	151, 805	32, 710	—89%
(電気使用量)	kWh	55, 403	346, 587	327, 103	—12%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 41	0. 438	0. 10	—0. 32
施設の燃料使用	kg-CO2	3, 563	0	0	—100%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	27, 270	152, 469	81, 414	—50%

日本芸術院の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	2023 年度	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D照明の導入割合	%	100	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30. 0	60

- ※ 当院は東京都営の公園内の敷地を貸借しているため、公園の景観に配慮する必要があるとともに、太陽光パネルの設置スペースの問題や当該パネルに光が反射する「反射光」が公園利用者や近隣住民に対し悪影響及ぼす可能性があるため設置はなじまないため検討が必要だが、引続き設置の是非について検討を行う。
- ※ 当院は財源が非常に厳しいため、当該目標年度までに公用車の廃止を検討する。
- ※ 2013 年度当時においては当院美術品の所蔵施設が併設されていなかったため、2019 年度に比して電気使用量が著しく少なかったが、2030 年度以降も当該施設を管理・運営していく予定であることから、基準年は、当該施設を含めた電気使用量である 2019 年度としている。

○主な削減対策と削減効果

- ① 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用に努める。
- ② 公用車の利用縮減に努めつつ、将来的には廃止を検討する。

- ③ 当院が調達する電力の再生可能エネルギー電力の割合を段階的に引き上げ、2030年度までに目標に到達するように努める。
- ④ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制に努める。

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は、事務長とする。
- ② 庶務係長は、毎月、地方支分部局の電気使用量及びガス使用量（温室効果ガス排出量の状況等を含む）を把握して、事務長に報告する。当該報告を受けた事務長は、当院の会員及び事務職員に対し、電気使用量及びガス使用量等の縮減対策に適切な措置を講じるとともに、意識改革等の普及啓発を図る。